

「食べ残しゼロ」推進に関する連携協定書

大阪市環境局（以下「甲」という。）と株式会社京阪神エルマガジン社（以下「乙」という。）は、「食べ残しゼロ」の広報に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が発行する雑誌に、甲が推進する「食べ残しゼロ」の施策等に関する記事を掲載し、当該活動を広報することにより、食品廃棄物の減量を図り、もって大阪の食文化の健全な発展及び環境負荷の少ない社会の形成に寄与することを目的とする。

（依頼）

第2条 甲は、乙に対して、「食べ残しゼロ」の施策等に関する記事の掲載を依頼する。

（掲載）

第3条 乙は、前条の依頼を受けて、乙が発行する雑誌に記事を掲載する。

2 前項の規定により乙が記事を掲載する雑誌は、「Meets Regional」とする。

3 乙は、前条の掲載依頼を受けた記事の内容が「食べ残しゼロ」の施策等と無関係である等この協定の目的に反する場合には、甲に対して、記事の内容を修正するように求めることができる。この場合において、甲と乙は、記事の内容に関する協議を誠実に行うものとする。

（手続）

第4条 甲は、記事の掲載に際し、乙の定める手続に従う。

（掲載料）

第5条 この協定に基づく記事の掲載は、無償とする。

（詳細）

第6条 記事の分量、掲載開始時期、掲載場所ほか詳細は、甲乙協議の上、定める。

（著作権等）

第7条 写真等、提供素材の著作権は甲に帰属する。

（解除）

第8条 当事者は、この協定を解除しようとする場合、相手方に対して3か月前までに書面をもって通知することによって、この協定を解除することができる。この場合において、

協定を解除された当事者は、解除によって生じた損害を相手方に請求することはできない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年5月31日までとする。

2 いずれの当事者も前項の有効期間満了の日の3か月前までに相手方に対して、書面により協定を更新しない旨又は協定事項の変更の申出をしなかったときは、この協定に定める条件と同一の条件で有効期間満了の日の翌日から1年間協定を更新したものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めた事項に疑義が生じた場合の取扱い、は、甲乙協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年4月16日

甲 大阪市環境局

環境局長 青野 親裕

印

乙 大阪市西区江戸堀1丁目10番8号

株式会社京阪神エルマガジン社

代表取締役社長 荒金 毅

印